

4500002

53951

名古屋市中村区名駅4-4-38 愛
知県産業労働センター17階

愛労発基 1027 第2号

令和5年 10月 27日

愛知県高圧ガス安全協会

代表者 殿

愛知労働局長



令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、安全衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、愛知労働局及び管下労働基準監督署では、別添の「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱」に基づく取組を実施することとしました。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場等について、本運動に取り組まれますよう周知方ご協力をお願いします。

なお、本実施要綱及びリーフレットについては、当局ホームページに掲載していますので、ご活用いただきますよう併せてお願いします。

令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 楽　　旨

愛知労働局管内において、令和4年に労働災害により亡くなられた方は37人（前年比42%増）、新型コロナ感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は7,589人（前年比2%増）となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は20人（前年同期比23%減）、死傷者は4,954人（前年同期比4%増）となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間：令和5年12月1日～令和5年12月31日

4 主唱者：愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協賛者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公財)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公財)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(社)東海北陸鉱山会、(社)日本碎石協会愛知県支部、(社)日本ボイラ協会愛知支部、(社)日本クレーン協会東海支部、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部（計28団体）

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本の遵守

明るい新年

みんなで迎える

無災害



職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行きます」と

あたりまえの「ただいま」

どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年へ

愛知

労働局

& Labour Standards
Inspection Office

労働基準監督署

Aichi Labour Bureau

安全経営あいち[®]

リラクマスマートモードPCSMIセリヒツセモ



運動期間：2023年12月1日～31日

あいち安全経営本舗[®]

リラクマスマートモードPCSMIセリヒツセモ

労働者の皆さん・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

事業者の皆さん・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
　臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼びか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。
愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

